

投資信託に関してご留意いただきたい事項について

1. 投資信託は、貯金等でも共済契約でもありません。
2. 投資信託は、貯金保険制度の対象ではありません。
3. 投資信託は、元本および収益分配金の保証がありません。
4. 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入したお客様が負うこととなります。
5. 投資信託は投資者保護基金による支払いの対象ではありません。
6. 貯金等は、共済契約ではありません。

※お申し込みの際は必ず「目論見書」（一体として交付される書面を含む。）、「契約締結前交付書面」の内容をご確認ください。

とぴあ浜松農業協同組合